

# 第2期綾瀬市子ども・子育て 支援事業計画

【子どもの貧困対策推進計画含む】

【計画年度 令和2年度～令和6年度】

(中間見直し)



令和4年11月

綾 瀬 市

## 目次

- 1 中間見直しにあたって…………… P1
- 2 中間見直しに向けた考え方…………… P1-P2
- 3 中間見直しに伴う計画の位置付け(図)…………… P2
- 4 各事業における見直しのポイント、計画値など
  - (1) 保育所…………… P3-P5
  - (2) 放課後児童健全育成事業…………… P6-P7
  - (3) 一時預かり事業(幼稚園)…………… P8-P9
  - (4) 妊婦に対する健康診査…………… P10
  - (5) 乳児家庭全戸訪問事業…………… P11
  - (6) 養育支援訪問事業…………… P12
  - (7) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業  
【新規】…………… P13
- 5 子どもの貧困対策推進計画…………… P14-P18

# 1 中間見直しにあたって

「第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法（第61条）」に基づき、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育ての施策を推進するため、令和元年度までを計画期間としていた第1期計画から引き続く形で、令和2年3月に策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としています。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」の「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 その他」において、「量の見込みと大きくかい離している場合には（中略）中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと」と明記されていることから、中間年度となる令和4年度に計画に定める各施策の量の見込みや確保方策の見直しを行います。

また、昨今では子どもの貧困も大きな社会問題となっており、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年9月7日に施行され、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が同年11月29日に策定された状況も鑑み、今回の改正に合わせ、「綾瀬市子どもの貧困対策推進計画」を本計画の中に一体的に位置づけるものとします。

# 2 中間見直しに向けた考え方

## (1) 計画値の見直しについて

今回の見直しでは、保育所、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、妊婦に対する健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業について、計画と実績にかい離が生じていることから、令和5年度、6年度の量の見込み、確保方策について、事業の見直しを行います。

## (2) 機構改革による担当所属の変更・新規事業の追記について

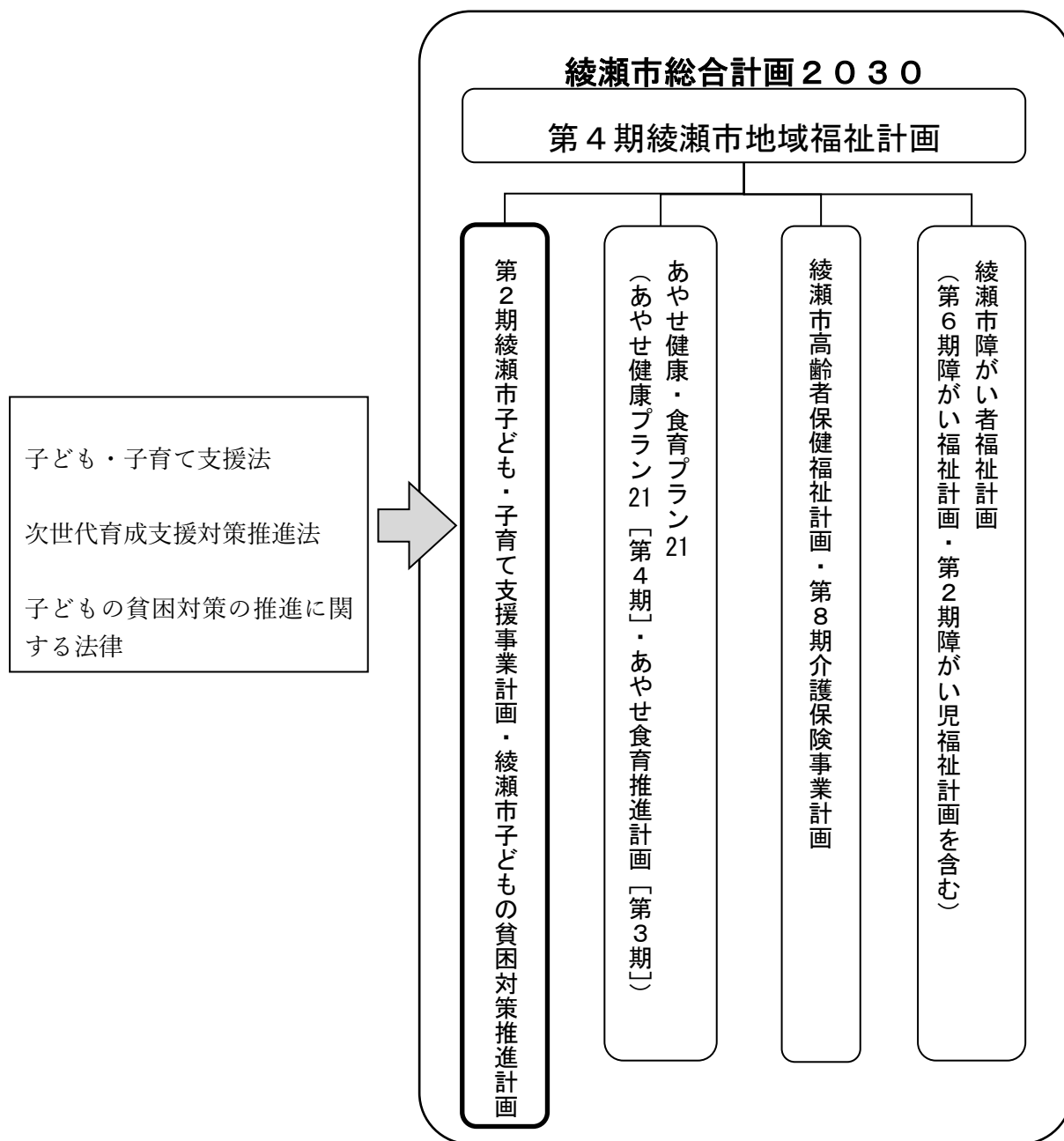
機構改革により、担当所属が変更となっている事業については、読み替え規定を示すことにより対応します。

## (3) 子どもの貧困対策推進計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項において、「市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」と規定されていること

から、神奈川県子どもの貧困対策推進計画の内容を勘案し、県計画の5つの柱（重点目標）を踏襲した上で、「綾瀬市総合計画2030」及び「第4期地域福祉計画」の下にある「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」を補完する計画と位置づけます。

### 3 中間見直しに伴う計画の位置付け(図)



## 4 各事業における見直しのポイント、計画値など

### (1) 保育所

#### ○【事業進捗状況、見直しのポイント】

量の見込みについては、計画作成時の推計値に対し、人口や保育ニーズはほぼ推計どおりとなっています。

確保方策については、令和3年度に小規模保育施設3施設の新規開所を予定しておりましたが、1施設は実施を行わないこととしたため1～2歳児の確保方策のみ見直しを行ったことにより0～5歳児の確保方策も見直しとなっております。

#### 【現計画の量の見込み・確保方策】

【1～2歳児】		R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		447	457	480	490	497
確保方策	保育所	306	306	306	306	306
	認定こども園	36	36	46	46	46
	小規模保育事業	16	73	73	73	73
	企業主導型（地域枠）	24	24	24	24	37
	幼稚園預かり（長時間・通年）	10	20	35	45	45
	②合計	392	459	484	494	507
②-①		-55	2	4	4	10

実績		R2	R3
④量		432人	446人
確保	保育所	306人	314人
	認定こども園	36人	36人
	小規模保育事業	32人	48人
	企業主導型（地域枠）☒	24人	27人
	幼稚園預かり（長時間・通年）	10人	10人
	⑤合計	408人	435人
比較⑥（⑤ - ④）		△ 24人	△ 11人

比較	量の見込み ④ - ①	△ 15人	△ 11人
	確保方策 ⑤ - ②	16人	△ 24人

【0～5歳児】		R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		1,190	1,190	1,193	1,215	1,226
確保 方策	保育所	949	949	949	949	949
	認定こども園	105	105	130	130	130
	小規模保育事業	19	76	76	76	76
	企業主導型（地域枠）	24	24	24	24	37
	幼稚園預かり（長時間・通年）	30	60	75	85	85
	②合計	1,127	1,214	1,254	1,264	1,277
②-①		-63	24	61	49	51

実績		R2	R3
④量		1,234人	1,257人
確保	保育所	949人	961人
	認定こども園	105人	105人
	小規模保育事業	38人	57人
	企業主導型（地域枠）	24人	27人
	幼稚園預かり（長時間・通年）	30人	50人
	⑤合計	1,146人	1,200人
比較⑥（⑤ - ④）		△ 88人	△ 57人

比較	量の見込み （④ - ①）	44人	67人
	確保方策 （⑤ - ②）	19人	△ 14人

○【見直し後の量の見込み・確保方策の考え方（算出根拠）】

確保方策については、令和3年度に小規模保育施設3施設の開設予定を2施設としたことによる減員がありました。企業主導型保育事業所の地域枠の増加により12名分を活用するとともに、幼稚園の長時間預かり保育を推進していきます。

【見直し後の量の見込み・確保方策】

【1～2歳児】		R5	R6
①量の見込み		490	497
確保方策	保育所	314	314
	認定こども園	46	46
	小規模保育事業	48	48
	企業主導型（地域枠）	36	36
	幼稚園預かり（長時間・通年）	50	55
②合計		494	499
②-①		4	2

【0～5歳児】		R5	R6
①量の見込み		1,215	1,226
確保方策	保育所	957	957
	認定こども園	130	130
	小規模保育事業	51	51
	企業主導型（地域枠）	36	36
	幼稚園預かり（長時間・通年）	90	95
②合計		1,264	1,269
②-①		49	43

## (2) 【放課後児童健全育成事業】

### ○【事業進捗状況、見直しのポイント】

量の見込みについては、計画作成時の推計人口に対し、入所率の上昇分を見込んでいたことから、見込みと実績に大きなかい離が生じてきているため、実績に合わせて見直しを行います。

確保方策については、公設、民設ともに一定の整備を行い十分な確保ができていることから見直しは行いません。

#### 【現計画の量の見込み・確保方策】

計画	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	718	782	832	847	853
1年生	195	210	208	192	192
2年生	168	182	196	194	179
3年生	138	150	163	175	173
4年生	116	120	131	142	153
5年生	63	81	84	92	100
6年生	38	39	50	52	56
②確保方策	853	853	853	853	853
②-①	135	71	21	6	0

実績	R2	R3
③量	675	667
1年生	187	186
2年生	162	164
3年生	133	124
4年生	92	107
5年生	58	51
6年生	43	35
④確保方策	853	853
④-③	178	186

比較	量の見込み (③ - ①)	△ 43人	△ 115人
	確保方策 (④ - ②)	0人	0人



## ○【見直し後の量の見込み・確保方策の考え方（算出根拠）】

量の見込みについては、量と人口の割合から、実績を考慮し算出しています。

確保方策については、人口に対する入所率の動きに注視しながら、公設の放課後児童クラブの整備の必要性を継続して検討し、民設放課後児童クラブにおいては、意向を十分に確認しながら継続的な支援等により確保をすすめてまいります。

### 【見直し後の量の見込み・確保方策】

見直し後計画	R5	R6
①量の見込み	644	631
1年生	182	178
2年生	153	150
3年生	124	122
4年生	91	89
5年生	60	58
6年生	34	34
②確保方策	853	853
②-①	209	222

### (3) 【一時預かり事業】(幼稚園)

#### ○【事業進捗状況、見直しのポイント】

量の見込みについては、計画年度当初から無償化の影響等により大幅なかい離があるため、実態に合うよう見直しを行います。

確保方策についても、量の見込みと同様に見直しを行います。

#### 【現計画の量の見込み・確保方策】

幼稚園一時預かり（1号認定による利用）

計画	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	7,297人	6,988人	6,605人	6,548人	6,439人
②確保方策	7,297人	6,988人	6,605人	6,548人	6,439人
比較(② - ①)	0	0	0	0	0

幼稚園一時預かり（2号認定による利用）

計画	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	3,512人	3,363人	3,179人	3,151人	3,099人
②確保方策	3,512人	3,363人	3,179人	3,151人	3,099人
比較(② - ①)	0	0	0	0	0

実績	R2	R3
③量	17,273人	19,750人
④確保	17,273人	19,750人
比較(④ - ③)	0	0

比較	量の見込み (③ - ①)	6,464	9,399
	確保方策 (④ - ②)	6,464	9,399

## ○【見直し後の量の見込み・確保方策の考え方（算出根拠）】

量の見込みについては、0歳～5歳の人口推計を基に一時預かり事業の利用者の割合を勘案しています。

確保方策についても、量の見込みと同様に算出しています。

### 【見直し後の量の見込み・確保方策】

幼稚園一時預かり（1号認定による利用）

見直し後計画	R5	R6
①量の見込み	11,386人	11,197人
②確保方策	11,386人	11,197人
比較（② - ①）	0	0

幼稚園一時預かり（2号認定による利用）

見直し後計画	R5	R6
①量の見込み	5,480人	5,389人
②確保方策	5,480人	5,389人
比較（② - ①）	0	0

#### (4) 【妊婦に対する健康診査】

##### ○【事業進捗状況、見直しのポイント】

量の見込みについては、計画年度当初と大幅なかい離があるため、実態に合うよう、見直しを行います。

確保方策についても、量の見込みと同様に見直しを行います。

##### 【現計画の量の見込み・確保方策】

計画	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	586人	578人	563人	554人	540人
②確保方策	586人	578人	563人	554人	540人
比較 (②-①)	0	0	0	0	0

実績	R 2	R 3
③量	542人	459人
④確保	542人	459人
比較 (④-③)	0	0

比較	量の見込み (③-①)	△44	△119
	確保方策 (④-②)	△44	△119

##### ○【見直し後の量の見込み・確保方策の考え方 (算出根拠)】

量の見込みについては、0歳の人口推計を基に算出しています。  
確保方策については、量の見込みへの健診費用の助成数としています。

##### 【見直し後の量の見込み・確保方策】

見直し計画後	R 5	R 6
①量の見込み	501人	484人
②確保方策	501人	484人
比較 (②-①)	0	0

## (5) 【乳児家庭全戸訪問事業】

### ○【事業進捗状況、見直しのポイント】

量の見込みについては、計画年度当初と大幅なかい離があるため、実態に合うよう、見直しを行います。

確保方策についても、量の見込みと同様に見直しを行います。

#### 【現計画の量の見込み・確保方策】

計画	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	586人	578人	563人	554人	540人
②確保方策	586人	578人	563人	554人	540人
比較(②-①)	0	0	0	0	0

実績	R2	R3
③量	498人	533人
④確保	498人	533人
比較(④-③)	0	0

比較	量の見込み (③-①)	△88	△45
	確保方策 (④-②)	△88	△45

### ○【見直し後の量の見込み・確保方策の考え方(算出根拠)】

量の見込みについては、0歳の人口推計を基に算出しています。

確保方策については、量の見込みへの訪問数としています。

#### 【見直し後の量の見込み・確保方策】

見直し計画後	R5	R6
①量の見込み	501人	484人
②確保方策	501人	484人
比較(②-①)	0	0

## (6) 【養育支援訪問事業】

### ○【事業進捗状況、見直しのポイント】

量の見込みについては、計画年度当初と大幅なかい離があるため、実態に合うよう、見直しを行います。

確保方策についても、量の見込みと同様に見直しを行います。

#### 【現計画の量の見込み・確保方策】

計画	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
②確保方策	50人	50人	50人	50人	50人
比較(②-①)	0	0	0	0	0

実績	R2	R3
③量	79人	70人
④確保	79人	70人
比較(④-③)	0	0

比較	量の見込み (③-①)	29	20
	確保方策 (④-②)	29	20

### ○【見直し後の量の見込み・確保方策の考え方(算出根拠)】

量の見込みについては、過去の実績から勘案し算出しています。

確保方策については、量の見込みへの訪問件数としています。

#### 【見直し後の量の見込み・確保方策】

見直し計画後	R5	R6
①量の見込み	74人	74人
②確保方策	74人	74人
比較(②-①)	0	0

**(7) 【多様な事業者の参入促進・能力活用事業】****【概要】**

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、無償化の対象となっていない幼稚園類似施設等当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業です。

**【量の見込みと確保方策】**

	R5	R6
量の見込み (A)	10	10
確保方策 (B)	10	10
(B) - (A)	0	0

**【今後の方向性】**

今後の実績や国・県の動向、他市の状況を見ながら引き続き実施していきます。  
(R6 目標値：継続実施)

## 5 子どもの貧困対策推進計画

### 策定要領

第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画の施策体系に示す「[基本目標] 要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進 [基本施策] (4) 生活困窮家庭(子どもの貧困)への支援」の部分を「綾瀬市子どもの貧困対策推進計画」として位置付ける形とします。また、本市の重点施策は「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」で示された5つの重点施策と同様とします。

#### ア 教育の支援

就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状態にある子どもの教育の支援のために必要な措置 など

#### イ 生活の安定に資するための支援

生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するために必要な施策 など

#### ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

職業訓練の実施、就職に関する相談、その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 など

#### エ 経済的支援

各種手当等の支給、必要な資金の貸付、その他貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策 など

#### オ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

子どもの貧困問題に焦点をあてた啓発活動、支援者を対象とした研修会の実施、行政と民間との協働連携、その他子どもの貧困対策をより一層推進するために必要な施策 など



【基本施策（４）生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援】で主な取り組みとして記載している事業

事業名	事業概要	担当課	重点施策				
			ア	イ	ウ	エ	オ
生活困窮世帯等の中学生及び進学した高校生を対象とした学習支援事業	生活困窮世帯等の中学生及び進学した高校生を対象に学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校への進学及び高等学校の中退防止を支援します。	福祉総務課	○				
児童扶養手当	父母の離婚などによって、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を監護しているひとり親に対し、手当を給付することにより、子育て家庭への経済的な支援をします。	こども未来課				○	
母子・父子自立支援員相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦などに、自立に必要な情報の提供や相談・指導などの支援を行います。	こども未来課		○	○		
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(県事業)	母子家庭や父子家庭、寡婦などの経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、県が行っている貸付制度の相談や申請などの支援を行います。	こども未来課		○		○	
母子福祉資金等緊急貸付事業	母子・父子・寡婦福祉資金(県事業)の貸付を申請する者で、その貸付金を受けるまでの間、緊急に貸付が必要となった場合に、一時的に貸付を行うことにより、母子家庭などの経済的自立と子どもの福祉向上を図ります。	こども未来課		○		○	
母子福祉資金等利子補給事業	母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金(県事業)の貸付を受け、その年度分の償還を完了している者へ、その年度に返済した利子相当分を補給することにより、福祉の増進に寄与します。	こども未来課				○	
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭などの児童(18歳に達する最初の3月31日までの間)及びそれを監護する者が医療機関にかかった場合、医療費の一部を助成します。	こども未来課		○		○	
ひとり親家庭等児童就学援助事業	小・中学校・高等学校の入学時などの児童を監護しているひとり親家庭などに、入学時などに必要な費用の一部を助成することにより、生活を支援し、福祉の増進を図ります。	こども未来課	○	○		○	
奨学金給付事業	経済的理由により高等学校などでの就学が困難な生徒の保護者に対して、学費の一部を援助します。	学校教育課				○	
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。	学校教育課				○	
教育相談事業	不登校、生活、学習、進路、学校・学級経営など、教育全般に関するさまざまな悩みや相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援を図ります。	教育研究所	○				
スクールカウンセラー派遣事業	小学校全校に市雇用の心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	教育研究所	○				
スクールソーシャルワーカー派遣事業	教育、社会福祉の両面で専門的知識を持つスクールソーシャルワーカーをすべての中学校区に拠点勤務で配置します。(原則週1回)	教育研究所	○				

ア	教育の支援
イ	生活の安定に資するための支援
ウ	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援
エ	経済的支援
オ	社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

【基本施策（４）生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援】で主な取り組みとして記載していない事業であって、貧困対策に繋がると考えられる事業の分類

事業名	事業概要	担当課	重点施策				
			ア	イ	ウ	エ	オ
「あやせいきいき健康だより」の発行	市の医療・介護の情報が掲載された冊子を全戸配布します。	地域包括ケア推進課		○			
DV相談	DV被害者などへの適切なアドバイスや被害防止、救済などを図ります。	市民課		○			
人権啓発事業	人権問題に関する意識の浸透を図るため、啓発事業への参加と市民及び職員の人権問題に関する関心及び認識の向上を目指します。	市民課					○
環境に関する体験教室	環境保全の意欲を高めていくため、小学生を対象とした環境に関する体験教室を開催します。	環境保全課	○				
助産措置事業	妊産婦が健康上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産ができないとき、助産施設に入所の手続きをとります。	こども未来課				○	
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講料などの一部を支給し、自立の促進を図ります。	こども未来課			○	○	
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で半年以上修行する場合、訓練促進給付金や修了支援給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援します。	こども未来課			○	○	
ひとり親家庭の親の高等学校卒業認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親の高等学校卒業認定試験合格にかかる学習費用を助成します。	こども未来課			○	○	
利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)	妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談を行います。	健康づくり推進課		○			
産後ケア事業	母親の身体的回復と心理的な安定支援のための産後ケア事業を実施します。	健康づくり推進課		○			
養育支援訪問	養育支援が必要であると判断した家庭に対して訪問し、養育に関する指導、助言を行います。	健康づくり推進課		○			
児童虐待防止ネットワーク	保健、福祉、医療、教育、児童相談所などの関係機関による要保護児童対策地域協議会を組織し、児童虐待の防止・早期発見・介入・支援を行います。	健康づくり推進課		○			
農業見学会	農業理解、地場産物PRのための市内農家へのバス見学会を実施します。	農業振興課	○				
親子ふれあい農業体験事業	小学生以下の親子を対象に、圃場で野菜の種まきや収穫などの農業体験を実施します。	農業振興課	○				

ア 教育の支援  
イ 生活の安定に資するための支援  
ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援  
エ 経済的支援  
オ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画策定時には実施又は計画に掲載していなかった事業であって、貧困対策に繋がると考えられる事業の分類

事業名	事業概要	担当課	重点施策				
			ア	イ	ウ	エ	オ
フードリンクあやせ(無償食料提供)	様々な理由で食料を必要とされる方へ無償で提供する。	福祉総務課		○		○	
養育費確保支援事業(ひとり親総合支援事業)	離婚前の相談の際に、養育費の必要性や公正証書等の手続方法を支援することで、ひとり親の自立に向けた支援を充実し、子どもたちが健全に養育されるよう支援します。	こども未来課		○		○	
子ども食堂との連絡調整	現在、市内には5つの子ども食堂があり、これら子ども食堂との連絡・調整を行っている。	こども未来課		○		○	○
子ども家庭総合支援拠点	支援が必要なすべての子どもとその家庭及び妊産婦への相談や支援を行います。	健康づくり推進課		○			
ジョブスポットあやせ運営事業	市庁舎内にハローワークと共同運用する「ジョブスポットあやせ」を設置し、職業相談、職業紹介等の就労支援サービスを提供。	工業振興企業誘致課			○		
生理用品配付事業	学校の保健室や指定の女子トイレに生理用品を使ってもらうよう設置している。	教育総務課				○	
家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出事業	綾瀬市立小・中学校に在籍し、自宅にインターネット環境のない児童・生徒へ、オンラインを活用した家庭学習をするためのモバイルWi-Fiルーターを貸し出し、家庭学習の支援を図ります。	教育研究所	○				

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| ア | 教育の支援                        |
| イ | 生活の安定に資するための支援               |
| ウ | 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 |
| エ | 経済的支援                        |
| オ | 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり   |

重点施策毎 事業一覧

ア 教育の支援	
事業名	担当課
生活困窮世帯等の中学生及び進学した高校生を対象とした学習支援事業	福祉総務課
環境に関する体験教室	環境保全課
ひとり親家庭等児童就学援助事業	こども未来課
農業見学会	農業振興課
親子ふれあい農業体験事業	
教育相談事業	教育研究所
スクールカウンセラー派遣事業	
スクールソーシャルワーカー派遣事業	
家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出事業	

イ 生活の安定に資するための支援	
事業名	担当課
フードリンクあやせ(無償食料提供)	福祉総務課
「あやせいきいき健康だより」の発行	地域包括ケア推進課
DV相談	市民課
母子・父子自立支援員相談事業	こども未来課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(県事業)	
母子福祉資金等緊急貸付事業	
ひとり親家庭等医療費助成事業	
ひとり親家庭等児童就学援助事業	
養育費確保支援事業(ひとり親総合支援事業)	
子ども食堂との連絡調整	健康づくり推進課
利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)	
子ども家庭総合支援拠点	
産後ケア事業	
養育支援訪問	
児童虐待防止ネットワーク	

ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
事業名	担当課
母子・父子自立支援員相談事業	こども未来課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	
ひとり親家庭の親の高等学校卒業認定試験合格支援事業	
ジョブスポットあやせ運営事業	工業振興企業誘致課

エ 経済的支援	
事業名	担当課
フードリンクあやせ(無償食料提供)	福祉総務課
児童扶養手当	こども未来課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(県事業)	
母子福祉資金等緊急貸付事業	
母子福祉資金等利子補給事業	
ひとり親家庭等医療費助成事業	
ひとり親家庭等児童就学援助事業	
助産措置事業	
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	
ひとり親家庭の親の高等学校卒業認定試験合格支援事業	
養育費確保支援事業(ひとり親総合支援事業)	
子ども食堂との連絡調整	教育総務課
生理用品配付事業	
奨学金給付事業	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	

オ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり	
事業名	担当課
人権啓発事業	市民課
子ども食堂との連絡調整	こども未来課

綾瀬市子ども・子育て支援事業計画  
【子どもの貧困対策推進計画含む】  
(中間見直し)

編集・発行

綾瀬市 健康こども部 こども未来課  
〒252-1192 綾瀬市早川550番地

電話:0467-70-5664

FAX:0467-70-5701

E-mail:wm.705664@city.ayase.kanagawa.jp